

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第134号
委託業務名称	シティプロモーション・情報発信業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンに掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある湖の辺のまちが賑わう心豊かな暮らし」を実現するため、市内で行われている様々なクリエイティブな挑戦を、取組の過程から取り上げ、「長浜航海記」(湖の辺のまち長浜未来ビジョンに基づき構築されたWEBサイト)において情報発信することで、新たな挑戦の種を育む。
履行期間	令和5年7月21日から令和6年3月29日まで
契約年月日	令和5年7月20日
契約額(税込)	2,000,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市小谷上山田町897-1 [商号又は名称] 株式会社仕立屋と職人
契約相手方の選定理由	当該WEBサイトは、令和4年度に国土交通省所管の官民連携都市再生推進事業補助金を活用し、「ストーリーテリング※1」に関する専門人材であり、湖の辺のまち長浜未来ビジョンを推進するためのエリアプラットフォーム「湖の辺のまち長浜デザイン会議※2」の構成員でもある、石井拳之氏を中心に構築されました。 以上のことから、当該事業については、専門的な知見を有する発案者が継続的に事業目的の達成に向けて関与することが最良であると考えられるため競争入札にそぐわず、株式会社仕立屋と職人(代表取締役/石井拳之)への一者随意契約とします。 ※1 クライアントに対してあらゆる角度(デスク/現場/対話)からのリサーチを行い、伝えたい思いやコンセプトを、それを想起させる印象的な体験談やエピソードなどの“物語”を引用することによって聞き手に強く印象づけることで、クライアントが抱える課題解決のきっかけをつくる手法。 ※2 湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定並びに推進を目的に、国土交通省の官民連携都市再生推進事業制度要綱(令和2年4月1日国都官第13号)に基づき設立された官民連携による組織(エリアプラットフォーム)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。